

知財管理経費負担の弾力的運用の開始について

平成 24 年 6 月 4 日 知的財産委員会承認

大学に承継することを決定した発明等については、従来は知的財産センターの発明等経費からの支出のみで対応してきましたが、今後はこれに加えて各先生方の教員研究費からの支出での特許等出願・維持ができるように弾力的な運用を開始しました。

これにより、知的財産センターの発明等経費の枠のため出願を断念せざるを得なかった発明を大学帰属として出願・維持できる可能性が高くなるようになります。教員研究費で負担した発明等の取り扱いについては、従前とは経費の点のみ異なり、その他の発明届、特許等の帰属、出願・権利化・活用等についての手続きは同じです。これに伴い、発明届の様式に 10 番目の項目（経費負担の希望欄）を追加しました。

このため、発明届については、次の三段階で評価いたします。

現行

承継する

承継しない

改正

A 承継する

B 教員研究費で費用負担することを条件に承継する

C 承継しない

教員研究費について

1. 教員研究費とは原則として教員基盤研究費をいう。
2. 寄付金での支出は原則として認められませんが、当該寄付金の目的と発明の内容が合致する場合は、例外として認めることがありますので、こうした場合には知的財産センターにご相談ください。

教員研究費負担の発明等について

1. 知的財産委員会で「大学が承継する」と判断した発明のみを対象とします。
2. 当該発明等の管理活用は従前の発明等と同様に大学帰属として取り扱います。
3. 出願以降の手続き（審査請求、権利化手続き、維持）に要する費用も教員研究費からの支出になります。教員研究費からの支出が不可（研究費が不足、退職など）になれば、原則として当該発明等は放棄することになります。
4. 出願後に知的財産センターの発明等経費からの支出に変更することがあります。

参考

発明等に係る費用の概算

1) 出願時

約 30 万円（特許印紙代、特許事務所費用）

2) 審査請求時：出願後 2.5 年頃（出願後 3 年以内）

約 12 万円（審査請求料、事務所手続き費用）

3) 中間処理時：審査請求後 2.5 年 5 頃（特許事務所費用）

特許庁の拒絶理由に対する対応として、意見書や補正書の提出、審査官との面接のために要する費用

15 万円～30 万円

4) 特許登録時の費用：中間処理後 0.5 年後頃（特許料、特許事務所費用）

3 年分の特許料 約 2 万円

5) 4 年目～6 年目の特許料（登録後 3 年後）（特許料、特許事務所費用）

3 年分の特許料 約 6 万円

本学のガイドラインでは特許登録後 6 年まで維持し、その後は放棄することが原則です。

特許料（維持）は登録後、7 年目で約 3 倍、10 年目にさらに約 3 倍にアップします。